

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第38号)

警戒情報

配信日 平成23年10月19日

強引な光回線工事の勧誘にご注意を！

〈事例〉

Aさんの家に、突然、作業服を着た男性が訪問し、電柱に設置されているボックスを指差し、「電話会社Xのボックスに付け替えます。お宅のインターネット工事をするので見せてほしい。」と言い、今にも家に上がり込む勢이었다。

インターネット工事を頼んでいなかったAさんは驚いて、「X社に契約を変更する勧誘をしているのか？」と聞いたところ、「私が営業マンに見えますか。X社に変更して何か問題があるのか？」とまくし立てられた。(60歳代 女性)

★消費者センターからのアドバイス

- 1 突然訪問を受け、費用を求められたり、工事を勧められたりした場合は、その場で契約や支払いはせず、契約している電話会社に確認しましょう。
- 2 勧誘してくる業者の業者名・連絡先等を確認しましょう。
- 3 見知らぬ業者を、簡単に家に上げないようにしましょう。
- 4 電話やインターネット接続サービスなどの電気通信事業者との契約は、クーリング・オフできません。
(契約は書面がなくても成立するので注意してください。)

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)